



平成30年度
いじめ防止基本方針



平成30年4月

安中市立第一中学校

目 次

1	はじめに	1
2	いじめに対する基本的な考え	2
	(1) いじめの定義	
	(2) 具体的ないじめの例	
3	いじめの未然防止に向けて	3
	(1) いじめについての共通理解を図る	
	(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	
	(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意	
	(4) 自己有用感や自己肯定感を育む	
	(5) 生徒が自らがいじめについて学び、取り組む	
4	いじめの早期発見	4
	(1) 基本的な考え方	
	(2) いじめの早期発見のための措置	
5	いじめへの対応	5
	(1) 基本的な考え方	
	(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
	(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援	
	(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	
	(5) いじめが起きた集団への働きかけ	
	(6) ネット上のいじめへの対応	
6	重大事態への対処について	7
	(1) 重大事態の意味	
	(2) 重大事態への対応	
	(3) 東日本大震災で被災した生徒に対するいじめの未然防止と早期発見	
	(4) 自殺の場合の調査における留意事項	
7	その他の留意事項	8
	(1) 組織的な指導体制	
	(2) 校内研修の充実	
	(3) 校務の効率化	
	(4) 学校評価と教員評価	
	(5) 地域や家庭との連携について	
8	安中市立第一中学校いじめ防止委員会の設置	9
	(1) 組織	
	(2) 未然防止に向けた取り組み	
	(3) いじめの早期発見	
	(4) 発見から解決まで（早期解決に向けて）	
	(5) いじめ防止行動計画	

「いじめ防止基本方針」

安中市立第一中学校

1 はじめに

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定」及び「いじめの防止等のための基本的な方針（国の方針）平成29年3月14日」、「群馬県いじめ防止基本方針（県の方針）平成29年12月」に基づき、本校の実態に応じ、安中市立第一中学校いじめ防止基本方針を定める。

これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、以下の基本的な考え方によっていじめ問題の解決に向けた取組を推進する。

- いじめ防止委員会の組織を充実させる。
- 「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を立てる。
- 未然防止の取組は、全教育活動のあらゆる場面で、全教職員によって実践する。
- 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、基本方針を見直していく。
- 本校で設定する人権週間、人権月間を中心に、生徒を主体とした取組を実践する。
- 重大事態への対処については、安中市いじめ防止基本方針に従い、迅速な対応をする。
- 個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかを明確にした取組を行う。
- 学校への期待や関心が高く、「地域の学校」という意識を持っている地域住民や保護者の協力を求めていく。
- 家庭の教育力が二極化しているため、基本的な生活習慣の確立に向けた躰の方法など親の学習を同時に進めていく。

本校では、いじめは「いつ、どこでも、どの生徒にも起こり得る」という認識のもと、「いじめを絶対に許さない安中一中の創造」に全力で努めていく決意である。

2 いじめに対する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒が一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 具体的ないじめの例

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れない
 - ・席を離される
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- エ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・脅され、お金を取られる
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる
- オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きや恐喝を強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のグループから故意に外される

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

3 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめについての共通理解を図る

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、朝の読書活動・図書館利用、榛名高原学校や職業体験などの体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼

差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

(5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（生徒会による人権アピールなど）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学年では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

(2) いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用の学校評価などを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室、学習室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行

われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

5 いじめへの対応

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内のいじめの防止委員会に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者（安中市教育委員会）に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や安中市教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室

において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導などや警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取

組についても周知する。

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

6 重大事態への対処について

（１）重大事態の意味

学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

※「生命、心身又は財産に重大な被害」の一例

- ・ 生徒が自殺を図ったとき
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

（２）重大事態への対応

重大事態が起こった場合は次の手立てをとる。

- ・ いじめ防止委員会は、24時間以内に具体的な対応をとる。
（具体的な対応とは、誰が、いつまでに、どのように）
- ・ 西部教育事務所の「スーパーバイザー」の支援と協力を仰ぐ。
- ・ いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときには、調査を行う。
（ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、校長の判断により、迅速に調査に着手する。）
- ・ 調査結果を受け、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- ・ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、調査は、重大事態に対処、同種の事態の発生防止のために行うものとする。
- ・ 校内における連絡・報告体制は、「学校事故対応マニュアル」に基づいて行う。重大事故の事実関係、その他、必要な情報について、直ちに安中市教育委員会に報告する。

（３）東日本大震災で被災した生徒に対するいじめの未然防止と早期発見

被災生徒が在籍する場合、被災した生徒が受けた心身への影響や、慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行う。被災したことがいじめの原因とならないよう注意深く見守る。重大事態が起きた場合は、速やかに市教育委員会に報告し対応する。

（４）自殺の場合の調査における留意事項

生徒の自殺時の調査については、その後の自殺防止に資するため、自殺の背景調査を実施する。なお、この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに充分配慮しながら行うこととする。

7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ防止委員会で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効のないじめの問題の解決に資する。

加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

校内研修の中で、性同一性障害や性的指向・性自認に関わるいじめや、障害のある生徒が被害者、加害者となるいじめを防ぐための研修なども取り入れていく。

(3) 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

(5) 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員会などを活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

8 安中市立第一中学校いじめ防止委員会の設置

(1) 組織

学校には、いじめ防止委員会を設置し、いじめの根絶に向けて取り組む。

【いじめ防止委員会】◎を長とする。

校長 教頭 教務主任 ◎生徒指導主事（教育相談） 学年主任 人権主任
道徳主任 生徒会担当 養護教諭

(2) 未然防止に向けた取り組み

(ア) 生徒指導・教育相談体制の確立

- ・生徒への学校生活アンケート等による情報収集を行う。
- ・スクールカウンセラーや生徒指導支援らの機能を十分活用し、いじめ案件に対し相談を行う。
- ・生徒指導部会、教育相談部会を定期的に開催し、情報の報告を行う。部会での内容は、各学年で共通理解し指導にあたる。
- ・重大事案等においては、全職員で会議を実施し共通理解を図り対応していく。
(職員会議、朝の打ち合わせ、臨時的な打ち合わせ等)

(イ) 教師の人権感覚の向上（人権主任）

- ・生徒を一人の人間として尊重し対応していくことを常に心掛ける。
- ・教育相談的な対応を心掛け、生徒が打ち明けやすい雰囲気作りを教師自ら行っていく。
- ・先入観で物事を判断せずに対応することを心掛ける。

(ウ) 学級経営の充実（学年主任・学級担任）

- ・教師と生徒、生徒相互の人間関係の醸成、温かい学級づくりに努める。
- ・規律と活気のある学級づくりに努める。
- ・言語環境の充実に心掛け、話し合いをしながら物事を進められるよう取り組んでいく。

(エ) 教科指導の充実（教科担当）

- ・一人ひとりを大切に「楽しい授業」「分かる授業」の実践に心掛ける。
- ・生徒指導の3つの機能（自己決定 自己存在感 共感的な人間関係）を活かした教科指導の充実を心掛ける。

(オ) 道徳教育の充実（道徳主任・学級担任）

- ・生命尊重、思いやりの心、いじめ等に関するビデオ教材の選出を行い、人権集中月間などを使い視聴させ、生徒の心の育成に努める。
- ・日頃の道徳授業の充実を図り、道徳的実践力の向上を目指す。
- ・教師同士による道徳の相互授業参観、管理職の授業参観を行い、授業力の向上を図り、生

徒が意欲的に参加できる道徳の授業の工夫を図る。

- ・構成的グループエンカウンターの実施を行い、学級内、学年内の温かい雰囲気作りに努める。
- ・各学年による同一題材を用いた授業を実施し、段階的な指導が行えるよう取り組んでいく。
- ・いじめに関する題材の年間計画への位置づけ、定期的に授業の中で取り上げていく。

(カ) 生徒会活動の充実（生徒会担当）

- ・生徒会による「いじめ0宣言」（仮称）を年度始めに全生徒に向けて発信を行う。そして、委員会などにおいて年間通じて取り組みを行っていく。
- ・1学期と3学期に人権週間、2学期に人権集中月間を設定し、いじめ防止、人権感覚の向上に向けて取り組みを充実させていく。
- ・各専門委員会の活動の活性化を図り、年間を通じて活動を行っていく。特に2学期の人権集中月間においては、各委員会で工夫を凝らし、人権に関わる取り組みを行っていく。
- ・あいさつ運動（小中の連携も含めて）を年間を通じて行い、気持ちのよい挨拶ができる学校に生徒、教職員ともに取り組んでいく。

(キ) 保護者、生徒への啓発活動（管理職、学年主任、生徒指導主事）

- ・人権集中月間の取組など学校だよりに掲載し、保護者へいじめ防止や人権教育に関する啓発を行っていく。
- ・学年集会などで友達との関わり合いや言葉遣いに関する事など生徒へ啓発していく。
- ・定期的に（長期休業前など）情報モラル講習会を生徒向けや新入生の保護者向けに実施していく。（携帯電話、スマートフォン、LINE、SNS等に視点をあてた内容）
- ・県総合教育センターの「子ども教育相談室」や外国人児童生徒の相談窓口として「スクールホットライン群馬」など、機会あるごとに周知していく。

(ク) 地域の小学校、中学校、高等学校のいじめ防止に向けた取組

- ・毎年市内の小学校、中学校、高等学校の代表者によって開催される「いじめ防止フォーラム」や「いじめ防止子ども会議」などを通して、提案された意見や他校のよい取組を参考にするなど、校内においてさらにいじめ防止に向けた取組を充実させる。

(3) いじめの早期発見

(ア) 月1回のアンケート調査の実施（教育相談コーディネーター）

- ・「学校生活アンケート」を実施し、その中で人から嫌なことをされたり言われたりしたことやそういう場面を見たことがあるかなどを書かせる。
- ・いじめに関する事だけでなく、普段から不安に思っていることや悩んでいることなどもあわせて聞く。その中には、友達からされてうれしかったことなどプラス面についても書かせ友好的な友達関係の構築に向けて意識させていく。

(イ) 日常の生徒観察、チャンス相談（全職員 学級担任）

- ・アンテナを高くし、生徒の何気ない会話や生徒同士の関わり合いを観察をし、問題行動やいじめの早期発見に努める。
- ・気になる事があれば、すぐに学年内の職員、生徒指導主事、管理職に報告し対応していく。

(ウ) ライフ【生活ノート】の活用（学級担任）

- ・生徒の心の中の様子を把握したり、悩み事の相談を受けたり、できるだけ毎日対応し生徒の心の変化などを見逃さないよう心掛ける。
- ・生徒と精神的なつながりが持てるよう親身に対応していく。

(エ) 定期的な教育相談（スクールカウンセラー 教育相談コーディネーター 学級担任）

- ・積極的にスクールカウンセラーを活用し、心が不安定な生徒の心の安定を図っていく。
- ・スクールカウンセラーよりの確な対応の仕方を全教職員で共通理解を図り支援にあたっていく。

(オ) 授業と授業の間、給食時など、教師が教室等に残り、生徒の様子を注視する。

- ・次の授業者は、チャイムが鳴る前には教室にいるようにする。
- ・授業以外の場面での生徒の様子からちょっとした変化等に気づいていく。いじめにつながるような言動が見られたらすぐに注意していく。

(4) 発見から解決まで（早期解決に向けて）

(ア) 情報の収集、整理

- ・担任、各学年の生徒指導担当が中心となり情報の収集を行う。大勢に関わるような場合は学年全職員で対応していく。
- ・各学年からあがってきた情報は、生徒指導主事がまとめ管理職に報告し、事実確認を行う。

(イ) 対応策、役割分担

- ・生徒指導部会等で情報を共有し対応策を検討する。
- ・早急に対応が必要な場合は、管理職、生徒指導主事に報告・相談し、対応策を考えたり、指示を受けたりしてすぐに対応することを心掛ける。（事案が起こったその日の内に対応することを心掛ける。）
- ・時系列で事案を整理していく。

(ウ) 被害者、加害者等の事情聴取

- ・いじめ被害生徒の聞き取りについては、共感的な立場で聞いていく。いじめられていることを語ろうとしない場合は、早急にならず時間をかけて聞いていくことを心掛ける。
- ・いじめの加害者の聞き取りは、事実確認を行うとともにいじめている時の気持ちについても聞くよう心掛ける。いじめとして感じ取っていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞いていく。

(エ) 周囲の生徒への対応

- ・周辺生徒への聞き取りについては、内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

(オ) 保護者への連絡 関係機関への連絡

- ・保護者とはできるだけ直接会って面談を行う。
- ・保護者の立場や心情を十分配慮し、現状と具体的な対応を説明する。
- ・保護者からの要望等も真摯に受け止め対応していく。

(カ) 経過観察

- ・一定期間、加害者、被害者の様子を観察し、加害者については、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。また、単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、以下の2つの要件をもっていじめの解消を判断する。

①少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(キ) 重大事態への対応

- ・重大事態への対応又は当該重大事態と同種の重大事態の発生の防止のため必要が認められるときは、各関係機関と連携し速やかに対応する。また、市教育委員会等への報告を速やかに行い、適切な指示を受け早期の対応を心掛ける。

(5) いじめ防止行動計画

月	いじめ防止活動内容	担 当	生徒会の活動	市との連携
4	入学式保護者会での携帯電話に関する啓発 生徒会による「いじめ0宣言」(対面式) いじめアンケート調査 職員会議にていじめ防止基本方針の確認を行う。	生徒指導主事 生徒会担当 教育相談コ 生徒指導主事	「いじめ0宣言」	
5	いじめアンケート調査 いじめ防止基本方針の保護者への発信	教育相談コ 管理職		
6	人権週間(豊かな心の育成のための取組)① (道徳教育の充実) いじめアンケート調査 取組の情報発信	生徒会担当 道徳主任 教育相談コ 管理職・担任	いじめ防止に向けた取組 あいさつ強化週間	
7	いじめアンケート調査 いじめポスター 情報モラル講習会	教育相談コ 美術担当 生徒指導主事		
8	いじめアンケート調査	教育相談コ		いじめ防止子ども 会議準備会(予定)
9	いじめアンケート調査	教育相談コ	あいさつ強化週間	
10	いじめポスター選考 いじめアンケート調査	美術・人権担当 教育相談コ		いじめ防止フォー ラム(予定)
11	いじめアンケート調査 人権集中月間(1ヶ月間) (講演会 各専門委員会集中活動 人権集会 生徒会人権アピール 学年で道徳ビデオ視聴) 校内研修(いじめ問題に関する内容)	教育相談コ 人権主任 生徒会担当 生徒指導主事	人権集会 専門委員会の集中活動	
12	人権集中月間(1ヶ月間) (人権集会 人権標語作成 人権作文朗読 人権標語選定・表彰 各専門委員会の報告) 取組の情報発信 いじめアンケート調査	生徒会担当 人権主任 管理職・担任 教育相談コ	人権集会	
1	いじめアンケート調査 人権週間(豊かな心の育成のための取組)② (道徳教育の充実) 今年度の活動のまとめ、反省 取組の情報発信	教育相談コ 生徒会担当 道徳主任 いじめ防止委員会 管理職	いじめ防止に向けた取組 あいさつ強化週間	安中市子どもいじ め防止会議参加 (予定)
2	いじめアンケート調査	教育相談コ		
3	いじめアンケート調査 次年度に向けた取り組み検討	教育相談コ いじめ防止委員会	今年度のまとめ 次年度への活動方針	

※平成25年10月作成 平成30年3月改訂